

委任状

私どもは韓国の特許法人知明を代理人として選任して下記の事項を委任します。

1. 事件の表示

2. 発明(商標)の名称

3. 委任事項

①上記件に係る一切の件並びに本件に係る審査請求、優先審査申請、出願変更、二重出願、出願分割、指定商品の追加登録出願、出願補正、出願人表示変更、証明申請、異議申立てに対する答弁、審判請求、特許法院への訴への提起、大法院への上告及びその取り下げ、審判物件の下付を受けること。

②この件に係る特許庁長の処分に対し訴願及び行政訴訟を提起する権限、及び特許法第5条の規定による特許・登録管理人の行うべき権限、この件の特許あるいは登録前後に特許法、実用新案法、意匠法、商標法並びにその法令を踏まえて必要なすべての行為をなすこと。

③この件に係る上記出願、異議申立て、請求、および訴訟を放棄あるいは取り下げること。

④上記事項を処理するため復代理人を選任あるいは解任すること。

年 月 日

委任者

(印)

ふりがな
住 所

ふりがな
氏 名